

令和 2 年第 1 0 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 1 0 月 2 6 日（月）午後 1 時 3 0 分から 3 時 3 0 分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（11人）

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	野町 亜理
会長職務代理者	3 番	大久保暢夫
	4 番	川島 一義
	5 番	千光士伊勢男
	6 番	野村 勉
	7 番	樋口 なぎさ
	8 番	西岡 秀輝
	10番	福本 隆憲
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和

4. 欠席農業委員（3人）

9 番	有澤 節子
11番	西岡 大作
14番	小松 豊喜

5. 出席農地利用最適化推進委員（5人）

伊尾木	黒岩 榮之
土居	入交 大輔
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
赤野	大野 實

6. 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

報告第 4 号 使用貸借終了返還通知について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第 6 号 農用地利用配分計画について

議案第 7 号 非農地証明願について

議案第 8 号 安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）

について

議案第 9 号 道路事業と農業上の土地利用及び農業施策との調整について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 長野 顕文

事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 11 人であります。欠席委員は、9 番有澤節子委員、11 番面岡大作委員、14 番小松豊喜委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、13 番栗山浩和委員からは遅参の連絡がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

9 月 28 日に、高知市で高知県農業会議常設審議会が開催され、岡田係長が出席しております。

10 月 6 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

10 月 14 日に、安芸市で農業振興地域整備計画全体見直し及び農地転用に係る事務説明会が開催され、岡田係長が出席しております。

10 月 15 日に、高知市で農業者年金加入推進特別研修会が開催され、野町会長職務代理、大久保会長職務代理、野村委員、長野次長が出席しております。

10 月 22 日に、高知市で農業委員会業務研修会が開催され、長野次長が出席しております

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に西岡秀輝委員及び福本隆憲委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は3件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり穴内乙の1筆で、面積は142㎡です。

時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり東浜の2筆で、面積は全部で2,010㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり赤野甲、乙の28筆で、面積は全部で14,258㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（発言等なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は5ページです。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の1筆で、地目は畑で、面積は2,330㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズを作付する予定をしております。所在地につきましては、6ページに地図がございます。

江川地区の葛岡の動物病院の東にある天正山に登っていく途中の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

なお、写真を見てももらったら分かると思いますが、現況が耕作放棄地でありますので、耕作放棄地復旧・解消計画を提出していただきました。その計画どおり作業を行い、放棄地が解消され、来年の3月末から4月初めまでにユズを植える予定であります。

また、譲受人は2年前にも今回と同様の放棄地を取得しました。その農地の取得前、解消中及び現在の写真をお配りしますのでご確認ください。写真を見ていただいておりますように放棄地が解消され、ユズが作付されておりますので、今回の農地も解消が可能だと思われます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては10月13日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を樋口なぎさ委員、お願いします。

7 番樋口委員 10月13日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで伊尾木で、地目は田と墓地、面積は全部で406.53㎡、転用目的は自己住宅の建築となっております。場所については8ページに地図を掲載しています。伊尾木の保育所の東で、安芸市上水道岡ポンプ場の近くの農地となっております。

現地調査につきましては10月13日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にいただきました。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であるためです。

第1種農地につきましては原則転用不許可であります。自己住宅を建てるため、農地法施行規則第33条第1項第4号の例外規定が適

用できると考えております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は安芸市内の別世帯で生活していますが、この度同居することになり新居を建築することにしたものです。当該申請地は現在暮らしている地域であり地域の人も面識があるので安心して暮らすことができるというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は譲渡人が所有する農地であります。西側は宅地及び農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。南側も農地ありますが隣地同意書が提出されています。北側は譲渡人が所有する農地であります。雨水については自然浸透により処理し、オーバーフローについては集水桝で集めた後に南側の市道側溝に排水します。また、生活排水も浄化槽で浄化した後に南側の市道側溝に排水する計画であります。なお、排水計画については安芸市伊尾木岡台土地改良区から異議無く同意する旨の書類が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、赤野甲で、地目は畑、面積は125㎡で、転用目的は石仏等の移設です。

場所は9ページに地図を掲載しています。安芸市消防団の赤野分団屯所の東にある農地となっております。現地調査については10月16日に野町重理委員、栗山浩和委員、大野實委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法

第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、高速自動車道南国安芸道路の延伸にともない地域で祀ってきた石仏等の移築が必要になったため、現在の位置から離れ過ぎない当該申請地が最適と考え選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、石仏等の移設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地ですが隣地同意書が提出されています。西側は市道及び山林であります。南側は宅地であり、北側は山林、原野であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、土居で、地目は田、面積は492㎡で、転用目的は自己住宅の建築です。

場所は10ページに地図を掲載しています。花園町のコメリの東の方にある土居玉造集落に近い農地となっております。現地調査については10月16日に福本隆憲委員、入交大輔委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1 の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であるためです。（約72%）

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は借家住まいだが、子どもの成長とともに手狭になったため自己住宅を建築するために土地を探していたが、妻の実家からも車で4分の距離にあり、子育てのサポートを受けやすく、また、親の老後の介護にも最適であることから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地及び農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。西側も宅地及び農地であるが農地所有者からは隣地同意書が提出されています。南側は市道を挟んで農地となっています。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。北側は宅地であります。生活排水は浄化槽で浄化した後に南側の市道側溝に排水し、雨水についても同様に南側の市道側溝に排水する計画であります。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、大井甲で、地目は田、面積は13㎡で、転用目的は飲用水用井戸の設置です。

場所は11ページに地図を掲載しています。黒瀬丸石のこまどり温泉の南西にある川沿いの農地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。現地調査については10月12日に西

岡秀輝委員、有澤節子委員、有澤光喜委員にさせていただいております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、こまどり温泉の飲用水に必要な井戸を掘削する必要がある、周辺を調査したところ当該申請地で飲用水に適した水の取水が可能であることが分かったことから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、安芸市予算書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、飲用水用の井戸及びポンプの設置用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてはご説明します。当該申請地の南側は河川であり、それ以外は農地であります。農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番は私が行います。申請番号2番は野町亜理委員、栗山浩和委員、申請番号3番は福本隆憲委員、申請番号4番は西岡秀輝委員、お願いします。

1番内川委員 10月13日に岡田君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 10月16日に岡田さんと栗山浩和委員と大野實委員と確認してき

ました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 10月16日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

10番福本委員 10月16日に長野さんと入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 10月12日に岡田君と有澤節子委員と有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

4番千光士委員 申請番号4番ですが、今現在はどこから飲用水を取っているのか。

大坪事務局長 こまどり温泉の北にある市道を東に行ったところに橋があります。その北側にある個人の井戸から取水しております。昨今の水害等により、その水が濁ってきたため、新しい取水地を確保することが目的です。

4番千光士委員 今回の場所は災害が起きても水が濁らないところなのか。

大坪事務局長 今回の場所は、コンサルタント会社に依頼した結果、山からの水が主で濁りが少ない場所であり、川には近く、影響を受けるが川の濁りが取れたら使用できるということです。現在の場所は慢性的に濁りがあるので、申請地に移設するものです。

4番千光士委員 何回も場所を変えることができないと思うので影響のないところにおくべきと思うが。

大坪事務局長 何か所かコンサルタント会社に調査してもらったが、既設の井戸等に影響が出ない場所として今回の場所を選定したことになっているので、大丈夫でないかと思われます。

議長 他になれば、採決いたします。議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第4号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 報告第4号、使用貸借終了農地返還通知について説明いたします。

議案書は12ページです。今回は2件出ております。

届出番号1番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の5筆です。地目は田で、面積は全部で3,270㎡となっております。

当初は平成30年7月2日から令和5年5月31日まで約5年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、双方合意による解約がされましたので、使用貸借終了農地返還の通知書が提出されたものです。

届出番号2番です。貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地、地

目、面積は届出番号1と同じです。

当初は平成30年6月1日から令和5年5月31日まで5年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、届出番号1番で転借契約が解約された農地を所有者に返還するために、使用貸借終了農地返還の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は13ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で4,189㎡です。葉タバコと水稻を作付しており、5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米3俵代及び2等米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページの左に地図がございます。井ノ口横立集落の西に隣接した農地と横立集落の東にある井ノ口地区ほ場整備区域内にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受法人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は654㎡です。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受法人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,203㎡です。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受法人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は3,998㎡です。

申請番号2番から4番につきましては、ミニトマトを作付しており、15年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり30,000円の条件で更新する計画です。

申請番号2番から4番の所在地につきましては、14ページの右に

地図がございます。井ノ口葉タバコ生産組合協同乾燥場の南にある井ノ口地区ほ場整備区域内にある農地です。

申請番号2番から4番の現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号2番から4番は借受法人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は671㎡です。ナスを作付する予定をしており、4年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,225㎡です。ナスを作付する予定をしており、10年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で新規設定する計画です。

申請番号5番と6番の現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。穴内六丁集落に隣接している農地です。

申請番号5番と6番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番から4番は大久保暢夫委員、小松昌平委員、申請番号5番と6番は野町亜理委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番から4番は小松昌平委員、申請番号5番と6番は野町亜理委員、お願いします。

小松昌平推進委員 10月13日に長野君と大久保暢夫委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 8月13日に長野さんと長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして報告第 6 号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 16 ページになります。

報告第 6 号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は 2 件提出されております。

届出番号 1 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地 2 筆、地目は田で、面積は全部で 1,939㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約 5 年間の賃借契約をし、賃借料は 10a 当たり約 77,400 円の条件で設定する計画です。このたび、9 月 24 日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

届出番号 2 番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地 4 筆、地目は田で、面積は全部で 2,113㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約 5 年間の賃借契約をし、賃借料は 10a 当たり 60,000 円の条件で設定する計画です。このたび、9 月 24 日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 6 号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第 7 号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） 議案第 7 号、非農地証明願について説明いたします。議案書は 17 ページをご覧ください。今回 2 件の申出があります。

申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は山林、面積は 740㎡となっております。所在地の地図は 18 ページ左に掲載しております。黒瀬丸石のこまどり温泉の北にある大井八ノ谷集落のさらに奥にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和 57 年に相続をした時には既に山林になっており、現在

に至っております。写真で見てもらって分かりますように大木が林立しており、現況は農地の状態では無くなっています。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては10月12日に西岡秀輝委員、有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

申請番号2番です。申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田と畑、現況地目は山林、面積は全部で966㎡となっております。所在地の地図は18ページ右に掲載しております。赤野東赤野集落の北にある芸西村に近い土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は昭和14年に申請者の祖父が相続をした時には既に山林になっており、現在に至っております。写真で見てもらって分かりますように大木が林立しており、現況は農地の状態では無くなっています。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては10月16日に野町亜理委員、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は西岡秀輝委員、申請番号2番は野町亜理委員、栗山浩和委員、お願いします。

8番西岡委員 10月12日に岡田君と有澤節子委員と有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 10月16日に岡田さんと栗山浩和委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

13番栗山委員 10月16日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（岡田） それでは議案第8号の説明をさせていただきます。こちらは農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について安芸市長から意見を求められたものでして議案に載せていただきました。

それでは、整理番号1番からご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、21ページの左に地図がございます。安芸警察署の赤野駐在所の西の方にある叶岡集落の南にある土地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更の理由は、除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、太陽光発電パネル設置用地として転用する予定であります。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。太陽光発電パネルを設置するために転用する計画であります。周囲に住居がなく、南側隣接地は既に太陽光発電パネルを設置し発電を行っており、事業に必要な日照などの条件は十分であるためこの場所を選定しています。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては第2種農地になると判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線赤野駅から500m以内の農地であるためです（約340m）。代替性につきましては、当該土地は太陽光発電パネルを設置する場所として適していますので、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は地中に浸透させ、盛土等も行わないことから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しています。

つづきまして、整理番号2番のご説明をさせていただきます。

議案書は19ページをご覧ください。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途及び変更理由は除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、自己住宅建築用地として転用する予定であります。位置につきましては、21ページ右に地図を掲載しています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。内原野の弁天池の南に広がっている集団性のある農地の一部となっています。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。自己住宅を建築するために転用する計画であります。子育てのサポートや親の老後の介護のことを考え実家に近い当該地を選定しています。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しております。除外後の農地区分につきましては第1種農地になると判断しています。理由は、10ha以上の集団性のある農地に含まれるためです。代替性につきましては、当該土地は実家に近い土地という選定条件を満たしていますので、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水は地中浸透及び北側水路への排水を行い、生活排水については浄化槽で浄化後、北側水路に排水する計画であり、建物建築部分以外は砂利敷及び整地のみ行うことから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域には該当しません。多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当しています。

つづきまして、整理番号3番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。所在地につきましては、22ページの左に地図がございます。安芸森林管理署の北にある江川内原野の土地となっています。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。変更後の用途及び変更理由は除外の決定した後、農地法第5条の申請を行い、障がい者用グループホーム建築用地として転用する予定であります。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。障がい者用グループホームを建築するために転用する計画であります。南海トラフ大地震の津波の影響を受けにくい高台で、事業に必要な面積を確保できる土地という条件から当該地を選定しています。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認めら

れます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては第1種農地になると判断しています。理由は、10ha以上の集団性のある農地に含まれるためです。代替性につきましては、当該土地は南海トラフ大地震の津波の影響を受けにくい高台で、事業に必要な面積を確保できる場所という選定条件を満たしており、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、雨水及び浄化槽で浄化した生活排水は東側の市道側溝に排水し、隣接農地との間には緩衝地帯を設ける計画であることから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

つづきまして、整理番号4番及び5番のご説明をさせていただきます。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。

位置につきましては、22ページ右に地図を掲載しています。中ノ橋を渡った江川地区の天正山に登っていく道沿いの土地です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。除外後の用途につきましては、農地法第4条の申請を行い、公衆用道路用地として転用する計画になっています。しかしながら、写真を見てもらったら分かりますが、既に転用事業を行っておりますので、始末書を提出してもらっています。なお、整理番号5番については現況地目が山林でありますので、農地法の転用手続きの必要はありません。

次に農用地区域からの除外に係る基準についてですが、別紙のA3サイズの変更案件の除外理由書でご説明いたします。

必要性、規模の適当性、代替性につきまして説明します。公衆用道路を整備するために転用する計画であります。当該地の北側にある耕作放棄地の解消をするための作業道路用地として選定しています。必要性につきましては、具体的な転用計画もあり他用途への転換の必要性が認められます。規模の適当性につきましては土地利用計画図を確認し、事業面積が過大ではなく、規模の適当性が認められると判断しています。除外後の農地区分につきましては、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オ

に規定するものに限る）、第３種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。代替性につきましては、当該土地の北側にある耕作放棄地の解消のための作業道路として必要な土地であり、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると判断しています。

農業上の土地利用の支障につきましては、当該計画は農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

農用地の利用の集積への支障につきましては、支障がないと判断しています。

農用地区域内の土地の保全または利用上必要な施設の有する機能の支障につきましては、隣接農地に土砂が流入しないよう境界にコンクリート施工を行う計画であることから支障を及ぼすおそれがないと判断しています。

土地改良事業等につきましては、申請地は土地改良事業等を実施していません。

その他、中山間地域等直接支払制度に係る農用地区域及び多面的機能支払制度に係る農用地区域には該当していません。

以上、除外案件について説明しました。

続きまして、用途区分変更についてご説明させていただきます。議案書の２０ページになります。

整理番号１番です。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、２３ページ左に地図を掲載しています。安芸市東浜の森製材所の北の方にある農地となっております。申出人、申請地は議案書に記載のとおりで、変更後の用途は阿南安芸自動車道安芸道路工事により既設農業用倉庫が移転するための農業用施設用地です。

除外後は、農地法第５条の申請を行い、農業用倉庫の移転に伴う転用事業を行います。

次に整理番号２番です。申出人、申請地は議案書に記載のとおりです。現地の写真もお配りしますのでご確認ください。位置につきましては、２３ページ右に地図を掲載しています。井ノ口高台寺の小松肥料店の東にある土地となっております。変更後の用途は農業用施設用地です。

写真を見ていただけて分かりますように既に転用されていますので、始末書の提出をしていただいております。

以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

２番野町委員 除外の２番と３番ですが、地域が同じ内原野ということで、２番の自己住宅を建てるとうのは農地の中の土地を個人住宅にするもので、３番のグループホームを建てる場所は市役所の住宅団地に近く住宅地の中にある農地を利用する、同じように第１種農地を利用して住宅等を建てることになるのですが、その件について、過去に同じような

案件が出てきて採択できなかった経緯がありますが、その件もふまえてお考えいただけたらどうかと思います。いかかがでしょうか。

事務局（岡田） この２番、３番につきましては、地域が同じということで、今ご指摘がありまして、同じ内原野の弁天池の南の農地であります、農地の集団性を見るためには、接続しているかどうか見ますので、この３番はほとんど内原野の団地に近いような辺りで周囲は宅地化が進んでいると見えるんですけど北側の一部がちょっと農地として繋がりますので、農地区分になりますと、そこが繋がっていますので、１種農地となりますけども、やはり、周囲の環境としては２番と３番では異なるのではないかと考えております。

事務局（長野） 野町委員がおっしゃられた以前の件につきましては、農地法の転用の案件でありまして、１種農地の転用の例外規定に該当したんですが、転用地からの排水について地元の水利組合の同意が得られなかったため転用の確実性が担保できなくなり、申請者が取り下げをしたものです。農地法と農振法の考え方は違ってきます。農地法は基本的には対象農地とその隣接地の状況を考えて判断します。農振法は対象農地周辺の農用地区域全体で見ます。農地の集団性、排水その他で見ます。農地法だけでは農地が守れないので農振法ができました。例えば第１種農地の転用の例外規定を活用したら個人住宅の場合、飛び石で転用をすることができます。そうすると農地の集団性が保てなくなります。転用は全く認めないことはないですが、集落に隣接したところから順番にしていくことが常識的な判断となると思います。計画的に行わないと住宅を建てた方とのトラブルの元になります。今回の申出の場合、どのようにしたらよいか判断することはできません。どっちにするにせよ、議論をしてから判断をしていただきたい。除外の５要件の内重要なのは、第１号の中の代替性、第２号の農業上の土地利用の支障について、第３号の農用地の利用の集積への支障についてが判断をするメインになると思います。後の要件については、事業計画の内容と事実関係を確認することで判断することができます。難しいのは、代替性と２号と３号の判断です。３号は地域で担い手の耕作する意思が無ければ判断できます。２号の判断は地域の人しか判断ができない。しかしながら、農用地から除外した場合、市の農業投資については、当然優先順位が下がってくると考えられます。また、今回、除外した場合、今後、同じ条件の申出があった場合、除外を認める必要ができてきます。皆様には、そのつもりで議論していただきたい。

２番野町委員 変更案件の除外理由書には一定の判断内容が記載されていますのでそれをどう受けとめて判断するのかに委ねられると思います。

４番千光士委員 地元の人がどう判断するかが大事じゃないか。

事務局（長野） 地元の水利組合は除外に同意しておりますが、全体を含めた判断であるかは不明です。

2 番野町委員 判断が難しいので、一度差し戻したらどうでしょうか。

事務局（岡田） 市長から諮問を受けて、意見を問われているので、必ず回答をする必要がありますので、判断をお願いします。

議長 他に意見等がなければ、採決をしたいと思いますが、一括で採決してよろしいでしょうか。

（「1 件ずつ採決をしたらどうか」と呼ぶ者あり）

議長 暫時休憩します。

（三役、事務局協議）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。今回の安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）については、重要な案件が含まれていますので、1 案件ごとに採決したいと思いますので、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。それでは採決します。議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 1 番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 1 番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 2 番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長 はい、賛成少数です。よって、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 2 番については農用地区域から除外することは不適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 3 番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 3 番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第 8 号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号 4 番については、農用地

区域からの除外を適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号4番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号5番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号5番については、農用地区域からの除外を適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、用途区分変更、整理番号1番については、農用地区域の用途区分を変更することを適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、用途区分変更、整理番号1番については、農用地区域の用途区分を変更することを適当と答申することに決定しました。

続きまして、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、用途区分変更、整理番号2番については、農用地区域の用途区分を変更することを適当と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

はい、賛成多数です。よって、議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、用途区分変更、整理番号2番については、農用地区域の用途区分を変更することを適当と答申することに決定しました。

大坪事務局長 議案第8号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号2番については、農用地区域からの除外が不適当と答申することに決定しましたが、判断の理由を示す必要がありますが。

事務局（岡田） 審議内容からすると農振法第13条第2項第1号の代替性と第2号の農業上の土地利用の支障について、影響ないと判断できないことが理由となると思われますが。

議長

事務局から、提案がありましたが、議案第8号、安芸（安芸市）農

業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号２番については、農振法第１３条第２項第１号の代替性と第２号の農業上の土地利用の支障について、影響ないと判断できないため農用地区域からの除外が適当でない」と答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長

はい、賛成多数です。よって、議案第８号、安芸（安芸市）農業振興地域整備計画における農用地利用計画変更（案）、整理番号２番については、農振法第１３条第２項第１号の代替性と第２号の農業上の土地利用の支障について、影響ないと判断できないため農用地区域からの除外が適当でない」と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第９号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野）

議案第９号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について説明いたします。追加議案書分になります。

内容としましては、安芸都市計画道路（１・６・２号安芸中央線）の都市計画の変更を行うため、その変更が農業上の土地利用との調和、土地改良事業等の農業振興施策の円滑な推進等に関して高知県農業振興部長から意見を求められましたので審議を行うものです。

主な変更内容としては、工法変更による都市計画指定範囲の増減となっております。別紙資料の安芸都市計画道路１・６・２号安芸中央線の変更（原案）をご覧ください。都市計画の変更点①から③の部分が変更になることにより、都市計画の指定範囲が増減しております。わずかな面積の増減になりますので、変更により農業上の土地利用及び農業振興施策について影響がないと判断します。

以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

（発言等なし）

議長

別になければ、採決いたします。議案第９号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整については、原案どおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第９号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整については、原案どおり回答することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野）

来月の定例会は１１月２５日の水曜日の午後１時３０分より行いますので、出席をお願いします。

農協のふれあい祭が中止になりましたので、農事相談は実施しませ

ん。

- 1 3 番栗山委員 すいません。少しお時間をいただきたいと思います。非農地証明願の判断基準についてご検討をいただきたいものです。山間地ですが、現状、農地として活用ができそうなところなんですけれど、隣接地が非農地状態で農地に入ることが困難になっています。今後、他の地域でも同じような土地が出てくるのではないかと思います。安易に非農地を認めると他のものに悪影響を与える可能性がありますので、現在の非農地判断基準に新しい判断を加えるなど検討をお願いしたいです。本日、すぐに結論を出すのではなく、時間を掛けて検討をお願いします。

事務局（岡田）事務局から詳しく説明します。今回、赤野の非農地証明願を審議してもらいました。写真を見て説明したほうが分かりやすいので、確認の写真をお配りします。左側に航空写真があります。今回非農地証明をした赤野乙2620の南に隣接している土地については、山間地に見えますが、現地は谷のようになっていまして、その底地は農地になっており、その周りに木が生えて、覆い被さって日当たりが悪い状態となっています。現在の非農地証明の認定基準については平成14年に定めています。その要件は、農地以外のものになって、おおむね15年以上経過している土地、自然災害等で被災地となり、農地への復旧が認められない土地、農地法が施行される前から農地でなかった土地の3点であります。この基準を満たせば非農地証明ができます。今回の農地については、15年以上の経過が確認できないので非農地に該当しない。しかしながら周辺の環境から考えて、農地としての活用は困難であり、今後、対応できる方法を考えていく必要があるのではないかと考えています。

- 2 番野町委員 私も現地に2回ほど行きましたが、現在の非農地証明の基準に当てはまらない理由で耕作できなくなっている農地があることを感じました。自分が所有者だったらどうやって耕作したらいいのだろうと考えたこともありましたので、ぜひ、非農地の基準について、見直しを行ってほしい。今の状況にあった見直しを農業委員さんと事務局で話し合っていくのも一つの方法だと思いました。

事務局（岡田）それでは事務局の方で、今回の案件も整理して、非農地証明の基準等も整理していきたいと思います。

事務局（長野）この後、高収益作物次期作支援交付金について、農林課担当から説明があります。

（農林課岡村補佐より説明）

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。